

平成30年度 第3回
高野町農業委員会 定例会

議 事 錄

平成30年7月13日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

平成30年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時	平成30年7月13日（金）
●開会時刻	午前10時00分開会
●開催場所	高野町役場 2階 大会議室
●出席委員	2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己 6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可 9番 柳 葵
	<u>以上7名出席</u>
●出席推進委員	眞野 弘和 佐藤 妙泉
	<u>以上2名出席</u>
●欠席委員	5番 西辻 政親
	<u>以上1名欠席</u>
●事務局員	事務局長 小西 敏嗣 事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・民農 里英
●関係者	
●議事事項	報告第4号 職員の任免について
	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用 集積計画の決定について
	協議第1号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況 調査の実施について
	報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に ついて
	報告第6号 平成30年度全国農業委員会会长大会報告に ついて
	その他
●議事内容	次のとおり

* * * * * 午前 10 時 00 分 開会 * * * * *

事務局（門谷佳彦） おはようございます。定刻となりましたので、平成 30 年度第 3 回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて本委員会ですが、本日出席 7 名、欠席委員 1 名、欠席委員 5 番、西辻委員でございます。なお本日、最適化推進委員 2 名も出席をいたしております。高野町農業委員会会議規則第 10 条の規定により規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長 おはようございます。

私、建設課長の小西です。7 月 1 日の機構改革によりまして、農業委員会事務局長ということで任命させていただいております。よろしくお願ひいたします。

皆様にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。日頃は高野町行政、また農業はもとより、土木のほうも御尽力賜り重ねて申し上げます。ありがとうございます。

議題にもありますが、この 7 月 1 日から機構改革によりまして農林及びまた林業に関する業務が農林係として建設課に配置となりました。課は変わりますけども、従来どおり農業委員会に関しましては、農業委員会の皆様の御協力を得て、今後ともよろしくお願ひいたします。

また、職員につきましても変更がありましたので、よろしくお願ひします。以上です。よろしくお願ひします。

事務局（門谷佳彦） ありがとうございました。続きまして、高野町農業委員会会議規則第 20 条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員につきましては 3 番、梶谷委員、4 番井手上委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について高野町農業委員会会議規則第 9 条による当委員会の会長となっておりますので、柳会長、司会進行よろしくお願ひいたします。

議長 改めまして、おはようございます。いろいろと暑い日になりましたけども、これから農作業は大変ですけど、よろしくお願ひ、よろしくというか、頑張って、熱中症にならないようにと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

報告第 4 号「職員任免について」について、事務局より説明お願ひ

いたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第4号「職員の任免」について。今回、委員会事務局職員について下記のとおり発令したので、委員会に報告する。平成30年7月13日提出。高野町農業委員会会长、柳 葵。

一、小西敏嗣、平成30年7月1日、高野町農業委員会事務局長を兼任する。

二、民農里英、平成30年7月1日、高野町農業委員会事務局委員を兼任する。

三、茶原敏輝、平成30年6月30日、高野町農業委員会事務局長を免ずる。

四、岡田健司、平成30年6月30日、高野町農業委員会事務局委員を免ずる。

平成30年7月1日の機構改革に伴う、農業委員会の事務局の異動についての報告でございます。

なお機構改革に伴い、産業観光課産業振興係から建設課農林係に変更になっております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。これについて何か御質問、御意見ございませんか。

ないようですので、報告4号については同意したいと思います。

続きまして議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成30年7月13日提出。高野町農業委員会会长、柳 葵。

今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定につきましては9件でございます。次のページよりご覧いただきますようお願いいたします。

まず最初に番号30-1、農地の所在地、・・・。地図につきましては後ろに載っております航空写真をご覧ください。登記簿地目につきましては田、現況地目も田、農振区分については農振農用地内、面積は846平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。権利の設定を受ける者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用権の設定をする者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的については水田で、水稻作付で行います。期間につきましては3ヵ年、賃料については使

用貸借権のため無償でございます。

本議案は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要がございます。今回の利用権設定を受ける者は、・・・です。利用目的は水田として3カ年で行うことでございます。

本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝いをいただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次は下の段でございます。

番号30-2、農地の所在、・・・。ほか1筆で、場所は次ページ以降の場所でございます。登記簿地目は田、現況の地目も田、農振区分については農振農用地内でございます。面積については2筆合計合わせて2,075平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所氏名については、・・・、・・・氏。利用権の設定する者の住所氏名につきましては、・・・、・・・氏。利用目的は水稻の作付水田です。設定期間につきましては3カ年、賃料については使用貸借権のため無償でございます。

本案件につきましても、先ほどと同様、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準として同法3項の要件を全て満たす必要がございます。今回の計画内容は同法第18条3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次ページをご覧ください。

番号30-3、農地の所在、・・・。ほか4筆でございます。地目につきましては田、現況の地目につきましても田でございます。農振区分については農振農用地内で、面積は5筆合せて1,839平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者の住所氏名につきまして、・・・、・・・氏。利用権の設定する者の住所氏名について、・・・、・・・氏。利用目的については、水稻、水田です。期間は3カ年。賃料につきましては使用貸借権のため無償でございます。

本案件についても同法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、許可相当と考えております。

下の段をご覧ください。

30-4、農地の所在、・・・。登記簿地目、現況地目、それぞれ田でございます。農振区分につきましては農振農用地内でございます。面積については450平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所、・・・、・・・氏。利用権の設定する者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的は水田、契約期間は3年。賃料については使用貸借権のため無償でございます。

本件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次ページをご覧ください。

30-5、農地の所在、・・・。ほか1筆合わせて合計3筆でございます。地目につきましては、登記簿地目、現況地目ともに田でございます。農振区分については農振農用地内で、面積は3筆合計合わせて1250平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所氏名について、・・・、・・・氏。利用権の設定をする者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的は水田です。期間は3ヵ年。賃料は使用貸借権のため無償でございます。

本案件についても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

下段をごらんください。

30-6、農地の所在、・・・。地目は登記簿及び現況についても田でございます。農振区分については農振農用地内、面積は882平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者の住所氏名については、・・・、・・・氏。利用権の設定する者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的については水田です。期間については3ヵ年。賃料については使用貸借権のため無償。

本件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので許可相当と考えております。

次のページをごらんください。

農地の所在、・・・。ほか1筆で、地目については、登記簿及び現況地目は田でございます。農振区分については農振農用地内で、面積は合計合わせて958平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所氏名については、・・・、・・・氏。利用権の設定する者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的は水稻、期間は3年。賃料については使用貸借権のため無償。

本案件についても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次の下の段をごらんください。

番号30-8、農地の所在、・・・。ほか1筆で、地目については、登記簿及び現況については田でございます。農振区分については農振農用地内で、面積は2筆あわせて1,222平方メートルで、権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所氏名については、・・・、・・・氏。利用権の設定を受ける者の住所氏名、・・・、・・・氏。利用目的については水稻、期間は3ヵ年。賃料については使用貸借権のため無償でございます。

本案件についても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件

を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次のページをごらんください。

番号30-9、農地の所在、……。で、地目については、登記簿及び現況においても田でございます。農振区分については農振農用地内で、面積は2,548平方メートル。権利の設定は使用貸借権の設定。利用権の設定を受ける者の住所氏名については、……、……氏。権利の設定する者の住所氏名、……、……氏。利用目的については水稻で、期間は3力年で、賃料は使用貸借権のため無償でございます。

本案件についても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

以上9件、御審議願います。

議長

ありがとうございました。

これについて御意見など、何かございませんか。

佐藤推進委員

ちょっと基本的なところで恐縮なんんですけど、農業経営基盤強化促進利用の、これを適用される背景と目的と高野町の方針について……。

事務局（門谷佳彦）

といいますと。

佐藤推進委員

この事業をされてる、この目的についてちょっと、少し。

事務局（門谷佳彦）

目的ですか。この事業、農業経営基盤強化促進法で利用するというのは、農地の貸し借りを行う場合、農地法で行う場合と農業経営基盤強化促進法で行う場合の2通りがあります。今回については、この申請された方がこの農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の貸し借りの手続をやるということで申請が上がったものでございます。

議長

いいですか。

佐藤推進委員

それは高齢化とかそういうことですか。その貸し借りの背景というのは、どんなようなものがあるのかなということを教えていただけたら。

事務局（門谷佳彦）

それは離農や高齢化や隣の方が集積をするとかいろいろな目的があると思いますので、それは個別に、個々の理由があると思います。

佐藤推進委員

わかりました。

事務局（門谷佳彦）

よろしいですか。

議長

いいですか。

佐藤推進委員

はい。

議長

何かわからんこと。

佐藤推進委員

できたお米っていうのはどうなるんですか。

議長

それはもう個人的に・・自分で。

佐藤推進委員

借りたという公社ですか。

議長

公社は仲買しというだけで、別におると思いますので、それはまたそれなりの人がちゃんと経営を担っていると思います。

佐藤推進委員

なるほど。

議長

これはただ仲介で公社がやっとるだけで。

佐藤推進委員

わかりました。

議長

そういう関係です。

佐藤推進委員

そしたら、その耕す人はまた若手の人とか・・・。

議長

そういう人が借りて、また営農ということであって、3年間の契約期間ですので、そこからまたいろいろとしていただくと思います。

佐藤推進委員

わかりました。農地を残すためにということですね。

議長

そういうことです。

佐藤推進委員

ありがとうございます。

議長

ほかにないですか。

こちらで一応写真ありますので、参考に見てください。この矢印

ずっと書いてくれてるんですけど、わかりますか。

事務局（門谷佳彦） 番地で照らし合わせていただきたいです。

議長 ああ、そうですか。そういうことですので、参考にみてください。
それでは、この問題は、ほかにないですか。
それでは、ないようですので、議案6号について可決していきたいと思います。

続きまして、協議第1号「農地法30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦） 協議第1号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施」について別紙、実施要領に基づき平成30年の農地利用状況調査を実施するので協議願いたい。平成30年7月13日提出。高野町農業委員会会長、柳 葵。

この案件につきましては、農地法第30条に規定されてる1年に1回行う農地の利用状況に関する調査でございます。お手元に各担当地区ごとに図面及び調査票等を昨年と同様に配付をさせていただいておるところでございます。調査を行った農地、後の処理、利用意向調査等が9月以降から事務局の行う必要が法律上義務づけられておりまして、大変お忙しい中ではございますが、9月の定例会までに調査業務を完了していただきますよう、お願いをいたします。それ以前に調査の終わった方は随時事務局のほうに提出いただきますよう、お願いをいたします。

また、本年度より農林水産省の指導によりまして、農業委員及び推進委員につきまして日当を支払うことがルール上、だめになつておりますので、今年度から日当のほうは支払うことがありません。

なお、その分に関しまして、農地利用最適化推進交付金というのが別途報酬と一緒に振り込まれておりますと思うが、その業務に含まれてるということになりますので、そちらのほうで充当しておるということになりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 今までのようになって言うたら、調査票は書かんでいいんですか。

事務局（門谷佳彦） いえ、調査票は書いていただきたいです。

委員さんが行った活動がそのまま、いわゆる実績になりますので、それが最適化利用推進交付金の実績になってきますので、日当が出る出ないにかかわらず、活動したことが推進交付金の実績になります

すので、それは必ず記入いただきます。書き方については昨年と同様に書き方で結構でございます。

議長 9月の定例、9月までになるべくまとめていただいて提出していただきたいと思います。

ほかに何か質問などございませんか。

佐藤推進委員 9月の定例会っていつですか。

事務局（門谷佳彦） 大体、中ごろの10日前後です。

井手上委員 4番。

議長 どうぞ。

井手上委員 また広報のほうはしていただけるんですか。

事務局（門谷佳彦） はい。広報につきましては、回覧について本日便で配付をしております。

議長 ほかにないですか。

なければ、協議1号については同意したいと思います。

続きまして、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦） 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、別紙農地のついて届出があったので報告する。平成30年7月13日提出。高野町農業委員会会长、柳 葵。

今回につきましては、3件の届出があったものでございます。3件の報告分については次ページ以降に掲載させていただいております。事務局において申請書を受理し、受理通知書を交付しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

5号について何か意見などございませんか。

ないようですので終わりたいと思います。

続きまして、報告第6号「平成30年度全国農業委員会会长大会」

について、報告をお願いいたします。

事務局（門谷 佳彦） 報告第6号「平成30年度全国農業委員会会長大会報告」について。このことについて、平成30年度全国農業委員会会長大会に参加したので報告する。平成30年7月13日提出。高野町農業委員会会长、柳 葵。

事務局（辻本 香織） 報告します。平成30年5月30日、東京都文京区文京シビックホールにおきまして、平成30年度全国農業委員会会長大会が行われました。毎年あるものでございまして、今年度は前事務局長茶原と事務局から辻本が参加させていただきました。

議案といたしまして、農地利用の最適化の取り組みを強化するための施策提案、第2号議案、新農地を生かし、担い手を応援する全国運動をやり遂げるための申し合わせ決議、第3号議案、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議、第4号議案、平成30年度全国農業委員会会長大会実行運動計画案が議案として上りました。審議された結果、全て承認されております。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

全国大会、会長については、諸事情により出席出来ず事務局にお任せしたということです。

ほかに何か、これについて御質問、御意見ございませんか。

これで一応議案全部終わりましたけど、ほかに何かその他、ございませんか。事務局より。

事務局（門谷佳彦） 和歌山県より農薬の使用の皆さんへというふうなチラシがあります。農薬取締法の農薬について登録制度を受け、作られたんですけど、そういうちゃんとルール守った農薬を使って、ちゃんと農薬を適正に使ってくださいということと、使用に関しては自分の身を守るということも含めて防護服等の着用をしてくださいとか、あとは買うときとか農薬の取り扱いの諸注意等ございますので、御参考にしていただければと思います。多分、皆さん、劇物薬、農薬の期限切れたのよく農協か何かで年に1回廃棄に出されてると思うので、そういうふうにちゃんとしていただいてるのであれば問題ないので。

事務局長 処分といったら農協さんへ。

事務局（門谷佳彦） そうですね。農協か民間の業者さんになるのかあれなんんですけど、

農協が年に1回、資材センターのほうへ持っていったら、結構高いですけどしてくれると思いますので。

議長 まあ、金はいりますよね。

事務局（門谷佳彦） 僕もよく利用するんですけど、高いですね。

議長 まあ、しゃあない。危ないんで。

事務局（門谷佳彦） 一番国からもよく言われることが、使う分だけ、必要最小限の農薬の購入で、多く買えば安いからという考えじゃなくて、使う分を小数量で買うというのが一番安全であると。安全という立場で言えば。コストというのは別ですけど。

議長 そうですね。

事務局（門谷佳彦） また御利用いただければ。お願ひいたします。

議長 そうですね。それでは議題、一応皆終わりましたので、本日はこれで終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

* * * * * 午前10時43分 閉会 * * * * *

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成30年7月13日

会長

署名委員 3番

署名委員 4番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。